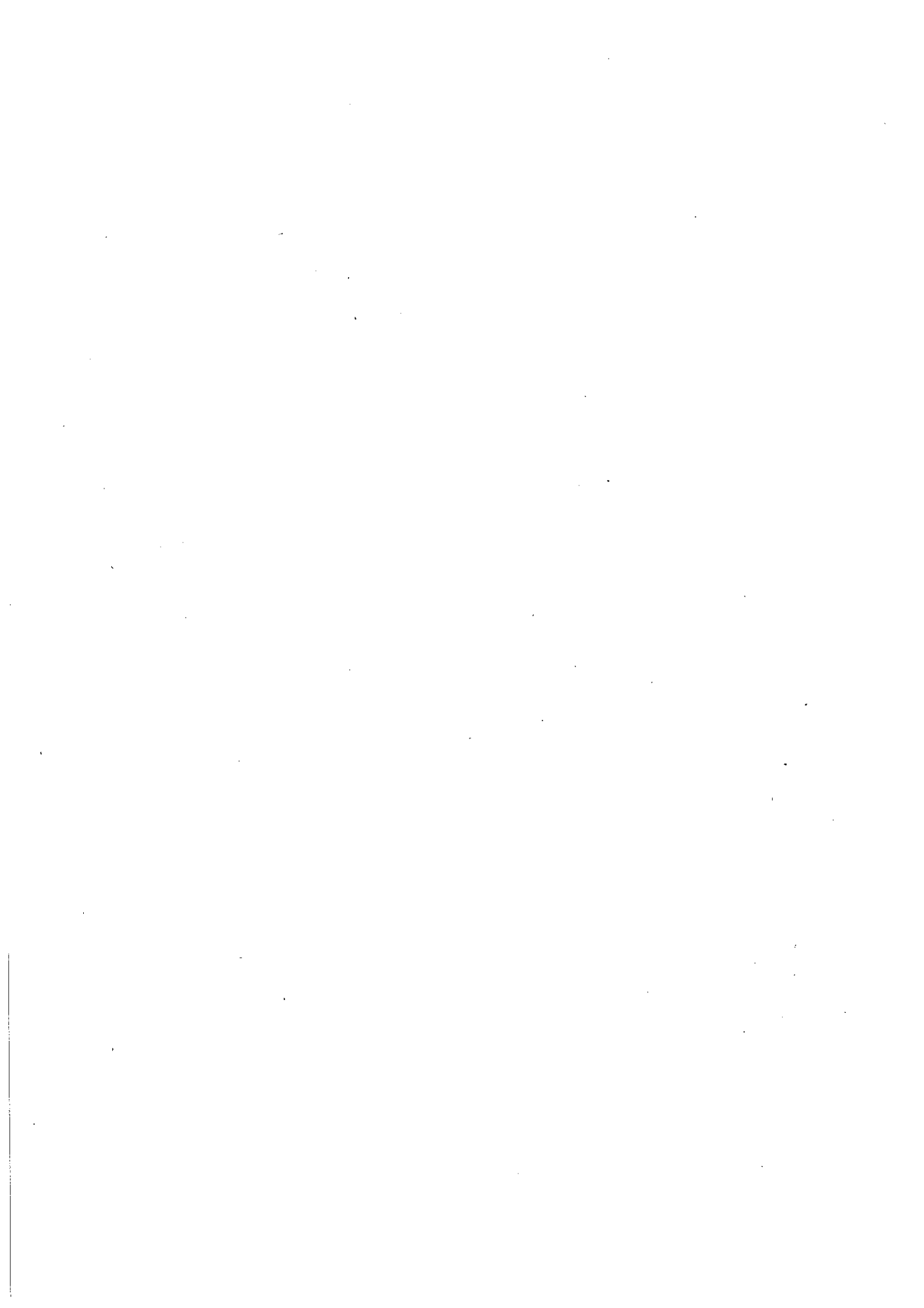


# 合 併 協 定 書

静 岡 市 ・ 蒲 原 町



1 合併の方式

庵原郡蒲原町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。

なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。

2 合併の期日

平成18年3月31日とする。

3 合併後の市の名称

静岡市とする。

4 合併後の市の事務所の位置

静岡市の事務所の位置とする。

5 財産及び公の施設の取扱い

蒲原町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項の規定により、静岡市の

議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、蒲原町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議員の定数は1人とする。

#### 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

蒲原町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。

ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、蒲原町の農業委員会の選挙による委員のうち3人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

#### 8 地方税の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。

#### 9 一般職の職員の身分

蒲原町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐ

ものとする。

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

#### 10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定により、蒲原町の区域に地域審議会を設置する。

#### 11 市町村建設計画

別添「静岡市・蒲原町合併建設計画」に定めるとおりとする。

#### 12 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 共立蒲原総合病院組合については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。

なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町の負担割合とする。

ただし、蒲原町は、他の構成団体と共同で、平成16年度中に実効性のある経営改善計画を策定し、平成17年度から

実行する。

平成16年度までの累積欠損金については、平成17年度から10年間で清算する。

駿河看護専門学校の取扱いについては、静岡市が設置している2つの看護専門学校の統合計画と併せて検討する。

- ② 庵原郡環境衛生組合については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。

静岡市の負担割合は、従前の蒲原町の負担割合とする。

なお、今後は、耐用年数等を基準に、使用に耐えないと判断されたところで、施設を廃止し、順次事業を縮小するものとする。

ただし、火葬場施設については、現行のとおりとする。

- ③ 庵原地区消防組合については、蒲原町は、合併の日の前日をもって脱退し、静岡市において合併の日に参加するものとする。

なお、静岡市の負担割合は、従前の蒲原町の負担割合とする。

ただし、由比町を含む1市2町の合併が成立した場合は、組合には加入せず、蒲原町の区域における消防に関する事

務については、静岡市が実施するものとする。

(2) 静庵地区広域市町村圏協議会については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱会するものとする。

(3) その他の事務の共同処理については、蒲原町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に加入するものとする。

(4) 第3セクターについては、当面現行のとおりとする。

### 13 使用料、手数料等の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町独自の施設、事務の使用料、手数料等は、当分の間、現行のとおりとする。

なお、存続する一部事務組合の使用料及び手数料については、当分の間、現行のとおりとする。

### 14 国民健康保険事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

15 組織及び機構

静岡市の組織及び機構に統一する。

なお、蒲原町の区域に区の出張所を設置するものとする。

16 特別職の職員の身分

蒲原町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。

17 条例・規則の取扱い

静岡市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

18 公共的団体等の取扱い

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

19 補助金、交付金等の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町独自の補助金、交付金等については、合併後の



市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

## 20 行政連絡機構の取扱い

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一するものとする。

## 21 町・字名の取扱い

蒲原町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、蒲原町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

## 22 各種福祉制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

23 慣行の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き継ぐべきものについては継続する。

24 保健衛生事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

25 清掃事業の取扱い

蒲原町の区域のごみ処理及びし尿処理については、当分の間、現行のとおりとする。

ただし、庵原郡環境衛生組合の施設については、使用に耐えないと判断された時点で廃止し、順次事業を縮小するものとする。

26 各種産業制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

## 27 教育制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。

## 28 消防団の取扱い

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。

## 29 上水道事業の取扱い

合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする。

## 30 下水処理事業の取扱い

合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。

31 各種事務事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、蒲原町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。



# 調 印 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき設置された静岡市・蒲原町合併協議会において、合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。

平成 17 年 2 月 3 日

静岡市長

小嶋善吉

蒲原町長

山崎寛治

立 会 人

静岡県知事

石川嘉延

静岡市議会議長

鈴木和彦

蒲原町議会議長

須藤謙